

## 「東京外かく環状道路（関越道～東名高速間） 対応の方針（素案）」に係る練馬区の要望

平成 21 年 3 月  
練 馬 区

練馬区は、構造を見直した東京外かく環状道路の都市計画変更については、早期整備に寄与するものとの判断から一定の評価をする一方、平成 19 年に 33 項目の条件を付した「東京都市計画都市高速道路外郭環状線（世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間）の都市計画変更案に関する練馬区の意見および要望書」（以下、要望書）を国と東京都に提出している。

平成 20 年 3 月からは、地域課題検討会が開催され、地元区民からは、外環整備に関する具体的な懸念や対応のアイデアなどについて意見が出され、このたび、国と都から課題や解決のための対応の方針をまとめた「対応の方針（素案）」が公表された。

本要望は、「対応の方針（素案）」について、都市計画変更に提示した区の条件等と照らし、改めて区の意見をまとめたものである。今後、「対応の方針」を策定する際には、本要望を十分反映するよう求めるものである。

また、ジャンクション・インターチェンジが整備される地域では、関連基盤施設の整備や様々な土地利用転換が進むことが予想される。このため、これらの地域においては、外環の整備を契機とした新たなまちづくりに取り組むことが必要である。区は新たなまちづくりの推進により、地元区民と協力して地域の抱える様々な課題を解決することで、まちづくりの目標とする将来像である「だれもが安心して快適に暮らせるまち・地域コミュニティを大切にした活力のあるまち」の実現を目指していく。

そのためには、国や都が「対応の方針（素案）」で記載された事項を着実に実施し、外環が地域の発展に資する道路となることを求めるものである。

## 1. 全般的事項

### (1) 地元区民等と連携した対応

「対応の方針（素案）」では、交通や環境などの分野毎に、「いつ」「誰が」「どのように」対応するかについてまとめている。区としては、課題への対応において、実施主体や時期を明らかにした国や都の姿勢について評価するものである。

一方で、外環の整備にあたっては、対応の方針をより具体化し、地元区民等との協力や連携を図りながら取り組むことも少なくない。例えば、「八の釜憩いの森」の保全などについては、専門家や区等に加えて地元区民の意見を十分聴きながら検討を進めるべきである。

このため、地域の課題解決については、国や都がこれまで以上に地元区民等と関わりを持ちながら、「対応の方針」で示した事項を確実に実施するとともに、懇切丁寧な説明や具体的な検討方法を示すなど、信頼関係の構築に向けた対応を要望する。

### (2) 外環のまちづくりへの貢献

外環の整備にあたっては、例えばみどりの連続性に配慮した環境施設帯の設計など、インターチェンジ・ジャンクション周辺地域におけるまちづくりと連携し、その整備効果を発揮させることが重要である。これら地域のまちづくりは区や地元区民が主体となるものの、国や都も外環の整備にあわせたまちづくりに貢献することが求められる。

とりわけ青梅街道インターチェンジ周辺地域では、インターチェンジの設置や整備に伴う地域への影響についての不安が寄せられている。これまでも区は、地元の方々と様々な場面を通じて話し合いを行ってきたところであるが、地元区民の不安を解消するためには、今後も話し合いを継続する必要がある。このため、今後は地域の将来像を共有し、外環整備に伴う影響や地域が抱える懸念の解決を図るとともに、地元区民の生活改善と地域の発展に資する議論に向けた仕組みづくりについて、区と連携しながら早急に取り組むよう要望する。

## 2. 個別事項

対応の方針（素案）で示された各項目について、要望書の33項目の条件に照らし合わせ検証した結果、現時点において表明しうる具体的な内容が示された点については評価される。しかしながら、より積極的な対応が必要な事項や要望書の提出以降における状況の変化等を踏まえ、以下の点について更なる対応を図るよう要望する。

### (1) 生活環境について

#### ① ジャンクション・インターチェンジ周辺地域への対策について

事業実施段階においては、供用開始直前のジャンクションやインターチェンジ、既設道路との接合部および換気所周辺における大気質の環境基準達成状況等の把握が必要であるが、関係機関と連携し、既設区間の周辺環境への影響などを含めた様々な観点からの調査を実施し、万全な対策を講じることを要望する。

#### ② 換気所からの排気について

課題検討会では換気所の分散を求める意見が出されるなど、大気質への影響を懸念する声が数多く寄せられている。地元区民の懸念に応えるため、現在の換気計画を実施するにあたっては、施設の縮小化や脱硝装置の設置に向けた検討を行い、技術開発の状況を踏まえ適切に対応するよう要望する。

#### ③ 環境の監視体制について

外環の既存区間における大気質、騒音については、本事業による交通量の変化が予測されることから、監視体制の確保などについて、当該道路の管理者等と連携し対応することを要望する。

また、PM2.5については、環境省における検討状況とともに、都における検討状況も踏まえ、適切に対応していくよう要望する。

### (2) 自然環境について

#### ① 八の釜の湧水や憩いの森について

八の釜の湧き水や憩いの森は、区の貴重な財産であると同時に、保全対策等についての意見が寄せられている。環境保全措置については、区や専門家の意見に加え、地元区民等の意見を聴きながら検討を行うよう要望する。

また、環境保全措置のあり方については、「練馬区みどりの基本計画」

などを踏まえ、地域の自然環境との調和を十分考慮した検討を行うよう要望する。

②失われたみどりの回復について

憩いの森やびくに公園等の都市公園において、道路の存在により失われる緑の量については、確実に回復させるとともに、ジャンクションなどを活用した豊かなみどりを創出するよう要望する。

③地下水への影響について

地下水への影響については、事業実施の各段階において適切に監視を行うとともに、データについては適宜公表するよう要望する。

(3)交通対策について

①ジャンクション・インターチェンジ周辺の交通対策について

ジャンクション・インターチェンジ周辺については、交通の変化や生活道路への流入の増加などに関して、不安の声が寄せられている。周辺の交通対策については、生活道路に進入する通過交通対策を検討するとともに、周辺交通の変化を把握し、必要な対策を講じることを要望する。また、大泉街道など外環と関連する道路について、円滑な交差点処理を検討するとともに、補助 229, 230, 233 号線の整備が確実に行われるよう要望する。

②高速 10 号練馬線について

地域高規格道路の候補路線として指定されている高速 10 号練馬線について、区では、関越道と都心方面との円滑な交通連絡や周辺街路の混雑緩和などを図る観点から、その整備が必要であると認識している。このため、高速 10 号練馬線については、必要性や整備手法、採算性、可能性などについて、関係機関とともに調整・検討するよう要望する。

③関越自動車道との分岐部の交通対策について

大泉ジャンクション設置に伴う、関越自動車道から外環東名方向への分岐部については、設計、施工時において、安全な交通を確保するため具体的な交通対策を検討、実施するよう要望する。

(4)安全・安心対策について

①非常時における安全対策について

非常時における安全対策については、起こりうる様々な状況を想定した設計を進めることとなっているが、換気所の排気ファンや除じん装置

の検討にあたっては、耐久性やメンテナンスの容易さ等に配慮するとともに、火災時に使用する場合の対応等についても、考慮するよう要望する。

②外環本線を走行する車両への安全対策について

外環本線を車両が安全に走行できるように、設計時においてトンネル内の照度やわかりやすい標識の設置など、交通事故の防止に向けた対策について検討するよう要望する。

③通学上の児童、生徒の安全確保について

工事完了後においても児童、生徒が安全に通学できるように区をはじめ関係者と協議し検討するよう要望する。

④工事による影響について

工事車両の通行に伴う安全性において、十分な対策を講じるよう要望する。

(5)まちづくりについて

①地上部施設について

地上部に設置される構造物については、まちづくりの観点から設置場所等について区と十分調整を行うとともに、そのデザインについては、地元区民等の意見を踏まえて検討するよう要望する。

②上石神井駅周辺のまちづくりについて

上石神井駅周辺のまちづくり推進については、これまでも要望してきたところであるが、平成20年に区が策定した「上石神井駅周辺地区まちづくり構想」を踏まえ、都市計画道路を活用した南北道路の整備や西武新宿線の立体交差化の促進など具体的な取組への協力を要望する。

(6)土地所有者等の権利者への対応について

①土地所有者等の権利者の方への説明について

外環の事業着手までの期間においても、生活再建に関する不安や相談への丁寧な対応を要望する。

②残地への対応について

用地取得に際して、残地が生じる権利者からの要望については、権利者の意向を聴き、適切な対応を要望する。

## (7)その他

### ①情報提供について

事業の実施にあたっては、地元区民への丁寧な対応が重要になることから、町会など地域関係者と連携をとり、案内等についても十分な体制を確保するなど、適切な情報提供を行うとともに、常設となる対応窓口を設置し、丁寧な対応をするよう要望する。

### ②工事期間の短縮について

工事による環境負荷の低減を図るため、工事の安全も確保した上で、工事期間の短縮について検討するよう要望する。

### ③外環の2について

外環の2については、区内の南北交通に資する都市計画道路であるとともに、快適な都市環境の創出や延焼遮断帯の形成など環境面、防災面などの観点からも重要な都市計画道路であると考えている。このため、都市計画決定権者である東京都は、その路線としての必要性を検証した上で、住民への説明を適切かつ十分に行うことを要望する。

また、区内には、大深度地下以浅の区間があり、地権者から用地買収の要望が出ることも予想される。早期の生活再建見通しを立たせるためにも、都として用地の先行取得を含めた対応について検討することを要望する。

### ④適正な措置が講じられているかについて

区は、都市計画の変更時において、条件項目について各段階で検証することを条件としている。条件項目の達成状況などについて、国、都、区等により検証するよう要望する。

### ⑤課題の検討方法について

「対応の方針(素案)」では、様々な課題についての解決に向けた方針が示されている。このうち、八の釜の湧き水の環境保全措置などの検討方法については、テーマごとに区民や専門家などの意見を聴きながら詳細な検討を実施することを要望する。